在南アフリカ共和国日本国大使館
Embassy of Japan in South Africa

南アフリカ，レソト，エスワティニにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】新型コロナウイルス情報（南ア，エスワティニ，レソト情報）（3/29 午前現在）

【ポイント】
●２９日午前現在，南アでは累計１，１８７名（回復３１名），エスワティニでは９名の感染が確認されておりますが，レソトでは感染は確認されていません。なお，ＮＩＣＤによると南ア国内初めて死亡症例も確認されました。
●現在、南ア、エスワティニでは、ロックダウンがすでに開始され、レソトでは、２９日深夜（３０日）よりロックダウンが開始されます。現在、渡航者の国境の出入国が禁止されています。
●ロックダウン中、買い物で外出した際に、検問等に遭遇した際には、当局の指示に従ってください。また、旅券を必ず携行してください。
●短期旅行者でロックダウンのために南ア、レソト、エスワティニに滞在を余儀なくされている場合には、当館に滞在場所を（電話やメールなどで）連絡をお願いします。
●南ア，エスワティニ，レソトの各国政府の取り扱いは以下１，２，３のとおりです。
●事態は刻々と変化しますので，最新情報の入手に努めてください。

＊前回領事メールから変更部分に下線をしました。（本領事メールはテキストのみのため下線が反映されていませんが，当館ウェブサイトに下線を付したバージョンを掲載しています。）
https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
＊トップ頁安全情報を参照してください。

【本文】
１　南ア政府の対応
（１）南アでは，２９日午前現在，１，１８７名の感染を確認しています。多くの患者は感染流行国に旅行歴がある人々ですが，１７日以降感染者数の中には国内感染例が含まれており，南ア国内での感染が確認され、死亡者も１名となっています。
http://www.nicd.ac.za/
【参考】２９日現在の内訳（累計１１８７名）

	（感染者数）	（死亡者数）
・ハウテン州	５５３名	
・西ケープ州	２７１名	死亡者：１名
・クワズールー・ナタール州	１５６名	
・フリーステート州	６８名	
・ムプマランガ州	１０名	
・リンポポ州	１１名	
・東ケープ州	１０名	
・北西州	６名	
・北ケープ州	５名	
・他（割り当て不明）	１１７名	

（２）２５日、南ア政府は、ナショナル・ロックダウンの詳細を発表し、感染リスク国のカテゴリーに関係なく全ての国内線及び国際線の離発着を禁止すると発表し、２６日２３時５９分よりロックダウンを開始しました。詳細は、新型コロナウイルス情報（南ア：ナショナル・ロックダウン続報）3/25 現在をご参照ください。https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100030683.pdf
　従って、ナショナル・ロックダウンが終了する４月１６日（予定）まで渡航者は陸路、空路、海路とも南アの出入国ができなくなりました。また、国内の鉄道・バス・航空路もサービスを停止しています。また、ロックダウン期間中は、医療を受ける場合，薬や食料の購入，社会保障費受給以外は厳格に外出禁止となります。詳細は、以下の領事メールをご確認願います。
　新型コロナウイルス（ナショナル・ロックダウン）3/24 現在

https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100028035.pdf
（３）２８日午前現在、南アの各所では、平常時に比べると人通りや車両の交通もほとんどなく近所のスーパーマーケット等を訪れることは可能ですが、一部地区では検問が実施されております。報道等ではすでに55名が逮捕されている由ですので、普段とは違う事態であることに留意していただき、以下の点に留意してください。家族には，訪問場所や時間を共有してください。
●買い物で外出する際には、旅券の原本を持参し、検問等があっても警察官や軍の兵士の指示に従い、挑発的にならないように落ち着いて行動してください。
●スーパーマーケットや薬局が混雑して列に並ぶ必要があれば，時間的に余裕があればやめて列がないときに訪れるなど，人が密集している場所は避けるようして，やむを得ない場合は，距離を保つ等個々で感染防止対策を講じてください。
●移動は，制限されていることに留意し，遠方での買い物は控えてください。また，アルコールを所持しての移動はできませんので注意してください。
●自家用車を運転する際には，多数の人を乗せないよう注意してください。官報には，その車両が認可された乗車定員の50%を超えてはならないと規定されています。また，州や都市間をまたぐことは禁止されています。
●なお、警察大臣は，厳しい姿勢で臨むことを表明しております。また南ア政府が非常事態宣言を留保していることにもご留意願います。
●治安情勢は刻々と変化していくことから，報道等から最新の情報を得つつ，普段以上の注意を払ってください（警察を含む法執行機関とともに，警備会社も必要不可欠なサービスとして稼働しています）。
（４）南ア政府は当初より以下の公立病院をCOVID-19における指定病院として発表しておりますが、各私立病院（Netcareグループ、Mediclinicグループ、Lifeグループ）も治療可能であることを各々表明しております。
体調が悪い場合には，まずは以下のNICDホットラインやWhat’s upナンバー，または，私立病院の場合は，個々の病院にご相談してください。

【公立の指定病院】＊変更があります。
・Charlotte Maxeke Johannesburg Academic Hospital
（ハウテン州ヨハネスブルグ）
・Steve Biko Academic Hospital(ハウテン州プレトリア)
・Greys Hospital（クワズールーナタル州ピータマリッツバーグ）
・Tygerberg Hospital(西ケープ州ケープタウン)
・Livingston Hospital（東ケープ州）
・Polokwane Hospital（リンポポ州）
・Pelonomi Hospital（フリーステート州）
・Rob Ferreira Hospital(ムプマランガ州)
・Kimberley Hospital（北ケープ州）
・Klerksdorp Hospital（北西州）
【その他】＊クワズールーナタル州においては、下記の病院も指定病院として後に州が発表しております。
・Addington Hospital(クダーバン)
・Ngwelezana Hospital（エンバンゲニ）
・Manguzi Hospital（マングジ）
・Doris Goodwin Hospital（エデンデール）
・Richmond Hospital（リッチモンド）

（５）3月9日より、NICD（国立感染症研究所）に加え、民間の検査機関（Lancet, Ampath, PathCare等）が参入し、私立の医療機関ではこれらの機関に検査を委託しております。費用はR900～R1400となっておりますが、病院受診の場合にはこれに診察費用等が別途かかります。公立病院が利用するNICDのPCR検査は無料となりました。

一方で、民間の検査機関もNICDの定める検査対象のルールに沿っており、NICDでは過去14日間に急性呼吸器疾患の症状（咳、喉の痛み、息切れ）もしくは38度以上の発熱といった症状に加え、国内感染を認める国への渡航歴、もしくは感染者との接触歴の有無が必要となります。
（http://www.nicd.ac.za/）
検査機関は検査の需要が急激に増えたこともあり、検査結果を得るには72時間以上を要しております。検査結果を待つ間は自宅で自己検疫を行うことになります。
（６）もしCOVID-19を疑う症状があれば、かかりつけの医師や病院に受診前に電話をし、指示を仰いでください。医師によっては診療所で検査を行うところもありますが、多くの場合は民間の検査機関へ直接検査に行くことを指示されます。心配な方は、あらかじめかかりつけ医に検査の手順を確認しておくと安心です。かかりつけ医が不在である、受診すべき病院がわからない場合は、NICDの24時間ホットラインをご利用下さい。
●082－883－9920
●What’s Appサポートライン：0600123456

陽性の場合は、NICDより連絡があり、症状や住居環境によって入院の是非が検討されます。症状が軽症の場合は自宅での自己隔離となることもあります。

（７）現在南ア国内では、（特に重要な）アルコール消毒液が比較的薬局等で入手しやすくなってきております。

２　エスワティニ政府の対応
（１）エスワティニでは２８日午前現在９名の感染が確認されています。
３月１７日エスワティニ政府は、非常事態宣言を発出し，災害マネジメント法第２９節を発動し，即時発効かつ２ヶ月を超えない期間で各種対策を実施することとなりました。さらに同政府は、３月２７日(金)から２０日間（予定），ロックダウン行うと発表しました。
【ロックダウンの概要】
●医療関係、食品、銀行等重要なサービスを提供または受ける場合を除き、自宅外への不要不急の移動および訪問を禁止する。
●全ての雇用者に対し、可能な限り多くの被用者に対して自宅で勤務することを認めるよう推奨する。
●南ア政府によるロックダウンの発表を受け、エスワティニ政府は、商品と貨物及び帰国する市民と永住者(Legal residence)のみが国境を通過することを許可する。帰国する市民及び永住者は、自己隔離できる者を除き、指定された場所での 14 日間の強制検疫の対象となる。
●町，都市及び地域間の必要不可欠でない移動は，医療的理由を除き，または必要不可欠なサービスを提供または受ける場合を除いて許可されない。食品及び物資の輸送は許可される。
（２）エスワティニ保健省は以下を呼びかけています。
・咳エチケット，手洗いの励行。
・バスや人が多く集まる室内の窓を開けて換気。
・発熱，咳及び息苦しさ又は風邪類似の症状があり，かつ旅行歴がある場合には医師の診察を受け，旅行歴を詳しく報告する。
・新型コロナウイルス感染流行国に旅行した後は自己隔離を行う（注：保健省は，自己隔離とは，旅行や濃厚接触によりウイルス感染が疑われる場合に，公共の場に出ることを控えることを意味し，期間は最大２週間としています。）。
・新型コロナウイルスホットライン：９７７

３　レソト政府の対応
２８日午前現在，レソトでは，新型コロナウイルス感染症例は確認されていませんが，３月１８日レソト政府は，国家緊急事態宣言を発出し，各種対策を強化しております。さらに同政府は、３月２９日深夜（３０日）からロックダウンを開始すると発表しました。
【ロックダウンの概要】

（１）すべての人々は，２０２０年３月２９日深夜（３０日）から同年４月２１日（予定）の期間，日常生活が制限され自宅待機となる。
（２）以下の必要不可欠なサービスを提供する人々に限り業務の継続が認められる。
・医療，・治安維持，・銀行，・スーパーマーケット，食料品店，・必要不可欠なサービスを提供する公務員，・水供給，エネルギー，ガソリンスタンド，・農業・牧畜
（３）すべての市民は自宅待機を命じられ，食料・燃料の調達，医療サービスを受ける場合にのみ外出が許可される。
（４）葬式を除いて，すべての会議，集会は禁止される。葬式の場合も５０名を超えてはいけない。
（５）警察・軍隊はすべての人々の行動を監視することを命じられる。
（６）すべてのエンターテイメントおよびスポーツ活動は即座に中止されるべきである。
（７）レソト国民，外交官，国際機関職員を含むすべての人々は，国外への不必要な旅行を中止すべきである。
（８）旅行やその他の理由のためレソト国外にいるすべての人々は，医療，食料，必要雑貨等に係る必要不可欠なサービスを提供する人々を除いて，現在滞在している国に留まらなければならない。
（９）本パンデミックに係るフェイクニュースの流布に関与したジャーナリスト或いはジャーナリスト以外の人々は，法執行機関により罰せられる。
【その他】
兆候・症状が出た場合は，防疫官の次の連絡先まで報告してください。
Incident Manager@+266-5894-9666，IHR NFP
（当館注：International Health Regulations　National Focal Point)@+266-5885-2916

４　一部の国・地域では，日本からの渡航者に対して入国制限を行っている国や地域がありますので，渡航される場合には最新の情報を現地政府機関，日本外務省，日本大使館等から入手してください。
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html
（新型コロナウイルスに関する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限）

５　日本では，海外からの渡航者に対して水際対策を抜本的に強化しておりますので，帰国や一時帰国の際には下記をご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html
（これから海外から日本へ来られる方へ，これから海外へ行かれる方へ）。

６　引き続き、以下の点に留意し，日頃から感染症の感染予防に努めてください。
・急激にウイルスに感染したとみられる方との接触を避けて下さい。
・頻繁な手洗い，可能であればアルコール手指消毒剤も使用してください。
・咳やくしゃみなどの症状がある場合は咳エチケットを行ってください。

〇日本国厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08998.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html

（感染症情報）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

〇日本国国立感染症研究所（コロナウイルスに関して）
https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html

在南アフリカ共和国日本国大使館
Embassy of Japan in South Africa

〇外務省海外安全ホームページ
https://www.anzen.mofa.go.jp/

参考：新型コロナウイルス感染症対策本部（第１７回）資料
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020305.pdf

参考：査証の制限についてのご案内（外務省 HP）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP
https://www.anzen.mofa.go.jp/

参考：当館 HP　新型コロナウイルス関連情報
https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は，以下の URL から停止手続きをお願いいたします。
https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

＊＊
【問い合わせ先】　在南アフリカ日本国大使館
ＨＰ：http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
住所：259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria
電話：+27 12 452 1500 領事・警備